

同意第7号

基山町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とする  
ことにつき同意を求めることについて

基山町農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者として  
たいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第5項  
ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）  
第2条第1号の規定により、議会の同意を求める。

平成28年12月5日提出

基山町長 松田 一也

提案理由

基山町農業委員会の区域内における認定農業者の数が少ない場合において、  
農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定を適用するには、議会の  
同意を得る必要があるため。

平成28年12月13日原案 同意